

長崎県全世帯広報誌 「つたえる県 ながさき」

平成30年6月号

特定複合観光施設(IR)の導入を進めています!

県では、本県の魅力発信や交流人口の拡大、新たな雇用創出のため、県内へのIR導入に向けた準備を進めています。IRの基本的な制度のうち、特にカジノに関しては、社会的リスクを抑制するため、入場に関する規制が導入される予定です。今回は、県民の皆さんのIRについての疑問にQ&Aでお答えします。

Q: IRってカジノじゃないの?

A: IRはカジノだけでなく、国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテルなどとカジノが一体となった観光施設群です。IRに占めるカジノの面積は全体の3%以下に制限される予定です。

Q: 全国で何カ所できるの?

A: IRを設置できる区域は3カ所を上限に国が認定する予定です。

Q: 誰がつくるの?

A: 民間事業者が設置と運営を行います。県は民間事業者とともにIRを整備するための区域認定申請を行う予定です。

Q: カジノができると、ギャンブル依存症の人が増加するのでは?

A: IRの導入によりギャンブル依存症の人が増加することがないように、次のような入場制度が設けられる予定です。

- 入場回数制限を設定。連続する7日間で3回、28日間で10回まで
- マイナンバーカードで入場回数や本人確認
- 入場料は6,000円/回

※入場制限は日本人および国内在住の外国人が対象